香川県肺がん検診の精度管理のための技術的指針の改正案について

1 改正概要

肺がん検診の精度管理上の観点から、記載内容の見直しを行う。 また、今後の改正手続きの効率化の観点から、不要と考えられる様式等を削除する。

2 主な改正内容

(新旧対照表は2ページ以降を参照。指針全文(見え消し)は別添を参照。)

〇「第4 検診計画の策定」

- ・「(様式1号) 肺がん検診事業計画書」を削る。 (理由) 県が様式を示す必要性が低いため。
- ・「(別紙1) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を削る。 (理由) 国立がん研究センターのホームページに最新版が掲載されているため。

〇「第6 検診方法等」

胸部エックス線検査の撮影方法について、項目の順番を入れ替える。 (理由) デジタル撮影が主流であるため。

○「第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握」

「(様式7号) 肺がん検診結果集計表」を削る。

(理由) 毎年、厚生労働省が、「地域保健・健康増進事業報告」を実施する際に集計表様 式を示しているため。

〇「第10 事業評価」

形式的な修正。

(理由) 厚生労働省が示す、がん検診の事業評価に関する報告書が、令和5年6月に見直されたため。

新旧対照表 香川県肺がん検診の精度管理のための技術的指針 旧 第1~第3 略 第1~第3 略 第4 検診計画の策定 第4 検診計画の策定 市町は、関係機関と十分協議の上、肺がん検診事業計画を策定する。な 市町は、関係機関と十分協議の上、「肺がん検診事業計画書」(様式1 お、計画の策定に際しては、次の事項に留意する。 号) 等を作成する。なお、計画書の作成に際しては、次の事項に留意する。 1 国立がん研究センターが示す「仕様書に明記すべき必要最低限の精 1 「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」(別紙1)を参考 度管理項目1[※]を参考として検診実施機関を決定し、下記の事項等につ として検診実施機関を決定し、下記の事項等について十分協議を行 いて十分協議を行う。 う。 $2\sim4$ 略 2~4 略 5 検診に必要な帳票類(様式2号・4号・5号・6号)を作成する。 5 検診に必要な帳票類 (様式1号・3号・4号・5号) を作成する。 6 検診実施後の結果集計等を行う(「肺がん検診受診者名簿」(様式 6 検診実施後の結果集計等を行う(「肺がん検診受診者名簿」(様式 2号) 等を利用する。)。 3号) 等を利用する。)。

※ 「事業評価のためのチェックリストおよび仕様書に明記すべき必要最 低限の精度管理項目

(https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html)

第5 略

第6 検診方法等

検診項目は、質問(医師が立ち合っており、かつ医師が自ら対面により 行う場合において、1の「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」 と読み替える。)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とし、喀痰細胞診

第5 略

第6 検診方法等

検診項目は、質問(医師が立ち合っており、かつ医師が自ら対面により 行う場合において、1の「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」 と読み替える。)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とし、喀痰細胞診 新

は、質問の結果、5 (1) に定める対象者に該当することが判明した者に 対し行う。

- 1 略
- 2 胸部エックス線検査

胸部エックス線検査は、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を 撮影し、読影する。

なお、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真とは、肺尖、肺野外側縁、横隔膜及び肋骨横隔膜角等を十分に含むようなエックス線写真であって、適度な濃度とコントラスト及び良好な鮮鋭度をもち、縦隔陰影に重なった気管、主気管支の透亮像並びに心陰影及び縦隔部に重なった肺血管が観察できるものであり、かつ、次のいずれかにより、撮影されたものとする。

- (1) 直接撮影 (デジタル画像) であって、X 線検出器として、輝尽性 蛍光体を塗布したイメージングプレート (IP) を用いた CR システ ム、平面検出器 (FPD) もしくは固体半導体 (CCD、CMOS など) を用 いた DR システムのいずれかを用いた撮影。管球検出器間距離 (撮 影距離) 150cm 以上、X 線管電圧 120~140kV、撮影 mAs 値 4mAs 程 度以下、入射表面線量 0.3mGy 以下、グリッド比8:1 以上、の条 件下で撮影されることが望ましい。
- (2) 間接撮影であって、100mm ミラーカメラを用い、定格出力 150kV 以上の撮影装置を用いた、120 kV 以上の管電圧による撮影
- (3) 間接撮影であって、定格出力 125kV の撮影装置を用い、横隔膜の 感度を肺野部に対して高めるため 110 kV 以上の管電圧及び希土類 (グラデーション型) 蛍光板を用いた撮影
- (4) 直接撮影 (スクリーン・フィルム系) であって、被験者-管球間

は、質問の結果、5 (1) に定める対象者に該当することが判明した者に 対し行う。

- 1 略
- 2 胸部エックス線検査

胸部エックス線検査は、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を 撮影し、読影する。

なお、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真とは、肺尖、肺野外側縁、横隔膜及び肋骨横隔膜角等を十分に含むようなエックス線写真であって、適度な濃度とコントラスト及び良好な鮮鋭度をもち、縦隔陰影に重なった気管、主気管支の透亮像並びに心陰影及び縦隔部に重なった肺血管が観察できるものであり、かつ、次のいずれかにより、撮影されたものとする。

- (1) 間接撮影であって、100mm ミラーカメラを用い、定格出力 150kV 以上の撮影装置を用いた、120 kV 以上の管電圧による撮影
- (2) 間接撮影であって、定格出力 125kV の撮影装置を用い、横隔膜の感度を肺野部に対して高めるため 110 kV 以上の管電圧及び希 土類 (グラデーション型) 蛍光板を用いた撮影
- (3) 直接撮影 (スクリーン・フィルム系) であって、被験者一管球間の距離を 1.5m以上とし、定格出力 150kV 以上の撮影装置を用い、原則として 120 kV (やむを得ない場合は 100 kV~120 kV でも可)の管電圧及び希土類システム (希土類増感紙およびオルソタイプフィルム) を用いた撮影
- (4) 直接撮影 (デジタル画像) であって、X 線検出器として、輝尽性 蛍光体を塗布したイメージングプレート(IP)を用いた CR システ ム、平面検出器(FPD)もしくは固体半導体 (CCD、CMOS など)を用

新

の距離を1.5m以上とし、定格出力150kV以上の撮影装置を用い、原則として120 kV(やむを得ない場合は100 kV~120 kVでも可)の管電圧及び希土類システム(希土類増感紙およびオルソタイプフィルム)を用いた撮影

撮影機器、画像処理、読影用モニタの条件については、下記のサイト(日本肺癌学会ホームページ、<mark>肺がん検診について</mark>)に掲載された最新情報を参照すること

(https://www.haigan.gr.jp/modules/lcscr/index.php?content_id=1)

3 胸部エックス線写真の読影方法

胸部エックス線写真は、2名以上の医師によって読影し、それぞれの読影結果に基づき比較読影する。その方法は、次のとおりとする。

(1) 二重読影

2名以上の医師が同時に又はそれぞれ独立して読影することとするが、このうち1名は、十分な経験を有する者とする。読影結果の判定は、「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」(別紙1)によって行い、「d」及び「e」に該当するものについては、比較読影を行う。

- (2) 略
- (3) 読影結果の判定

読影結果の判定は、「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」(別紙1)によって行う。

4 読影記録の整備

いた DR システムのいずれかを用いた撮影。管球検出器間距離 (撮影距離) 150cm 以上、X 線管電圧 120~140kV、撮影 mAs 値 4mAs 程度以下、入射表面線量 0.3mGy 以下、グリッド比8:1以上、の条件下で撮影されることが望ましい。

撮影機器、画像処理、読影用モニタの条件については、下記のサイト(日本肺癌学会ホームページ、<u>肺がん検診委員会からのお</u>知らせ)に掲載された最新情報を参照すること

(https://www.haigan.gr.jp/modules/lcscr/index.php?content_id=1)

3 胸部エックス線写真の読影方法

胸部エックス線写真は、2名以上の医師によって読影し、それぞれ の読影結果に基づき比較読影する。その方法は、次のとおりとする。

(1) 二重読影

2名以上の医師が同時に又はそれぞれ独立して読影することとするが、このうち1名は、十分な経験を有する者とする。読影結果の判定は、「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」(別紙2)によって行い、「d」及び「e」に該当するものについては、比較読影を行う。

- (2) 略
- (3) 読影結果の判定

読影結果の判定は、「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」(別紙2)によって行う。

4 読影記録の整備

IH

- (1) 検診実施機関は、二重読影及び比較読影等の結果を「肺がん検診 結果記録票」(様式3号)等に記録し、画像及び検診結果を少なく とも5年間保存する。
- (2) 検診実施機関は、検診結果を市町に報告する。
- 5 喀痰細胞診
 - (1) ~ (3) 略
 - (4) 喀痰細胞診の実施

①·② 略

- ③ 喀痰細胞診の結果の判定は、「肺がん検診の手引き」(日本 肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における喀痰細 胞診の判定基準と指導区分」(別紙2)によって行う。
- ④ 略
- ⑤ 検診実施機関は、喀痰細胞診の結果を「肺がん検診結果記録 票」(様式3号)に記録し、少なくとも5年間保存する。

第7 検診結果の指導区分

検診結果に基づく指導区分は、「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ次の指導を行う。

- 1 「要精検」と区分された者 医療機関において精密検査を受診するように指導する。
 - (1) 胸部エックス線写真の読影の結果、「E」と判定された者には(別 紙1参照)により通知を行う。
 - (2) 喀痰細胞診の結果「D」、「E」と判定された者には(別紙2参照)により通知を行う。
- 2 3 略

- (1) 検診実施機関は、二重読影及び比較読影等の結果を「肺がん検診 結果記録票」(様式4号)等に記録し、画像及び検診結果を少なく とも5年間保存する。
- (2) 検診実施機関は、検診結果を市町に報告する。
- 5 喀痰細胞診
 - (1) ~ (3) 略
 - (4) 喀痰細胞診の実施

①•② 略

- ③ 喀痰細胞診の結果の判定は、「肺がん検診の手引き」(日本 肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における喀痰細 胞診の判定基準と指導区分」(別紙3)によって行う。
- ④ 略
- ⑤ 検診実施機関は、喀痰細胞診の結果を「肺がん検診結果記録 票」 (様式4号) に記録し、少なくとも5年間保存する。

第7 検診結果の指導区分

検診結果に基づく指導区分は、「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ次の指導を行う。

- 1 「要精検」と区分された者 医療機関において精密検査を受診するように指導する。
 - (1) 胸部エックス線写真の読影の結果、「E」と判定された者には(別 紙2参照)により通知を行う。
 - (2) 喀痰細胞診の結果「D」、「E」と判定された者には (別紙3参照) により通知を行う。
- 2 · 3 略

第8 検診結果の報告及び通知

- 1 市町又は検診実施機関は、検診終了後速やかに、検診結果を「肺がん検診受診者名簿」(様式2号)に記録する。
- 2 市町又は検診実施機関は、検診結果報告を基に、受診者あてに「肺がん検診結果通知書」(様式4号)を作成し、精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知する。
 - (1) 要精検:「肺がん検診結果通知書」(様式<u>4</u>号)及び「胸部精密 検査依頼書」(様式<u>5</u>号)
 - (2) 精検不要:「肺がん検診結果通知書」(様式4号)

第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握

1 検診記録の整備

市町は、検診実施機関等と連携を図り、「肺がん検診受診者名簿」 (様式2号)等に、受診者の氏名、性別、年齢、住所、過去の検診の 受診状況、画像の読影の結果、喀痰細胞診の結果、精密検査の受診勧 奨の有無、精密検査受診の有無、精密検査結果等を記録し、また、国 のがん検診事業等の報告である「地域保健・健康増進事業報告」に対 応できる集計表を作成する。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果及び治療の状況等を記録する。

2 肺がん検診精密検査結果の把握

市町又は検診実施機関は、「胸部精密検査依頼書」(様式<u>5</u>号)等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結

第8 検診結果の報告及び通知

- 1 市町又は検診実施機関は、検診終了後速やかに、検診結果を「肺がん検診受診者名簿」(様式3号)に記録する。
- 2 市町又は検診実施機関は、検診結果報告を基に、受診者あてに「肺がん検診結果通知書」(様式5号)を作成し、精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知する。
 - (1) 要精検:「肺がん検診結果通知書」(様式<u>5</u>号)及び「胸部精密 検査依頼書」(様式<u>6</u>号)
 - (2) 精検不要:「肺がん検診結果通知書」(様式5号)

第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握

1 検診記録の整備

市町は、検診実施機関等と連携を図り、「肺がん検診受診者名簿」 (様式3号)等に、受診者の氏名、性別、年齢、住所、過去の検診の 受診状況、画像の読影の結果、喀痰細胞診の結果、精密検査の受診勧 奨の有無、精密検査受診の有無、精密検査結果等を記録し、また、「肺 がん検診結果集計表」(様式7号)などを作成する。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果及び治療の状況等を記録する。

2 肺がん検診精密検査結果の把握

市町又は検診実施機関は、「胸部精密検査依頼書」(様式<u>6</u>号)等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結

果を把握する。

さらに、精密検査の結果がんと診断された者については、必ず個人 票を作成し、組織型、臨床病期及び治療の状況(切除の有無を含む。) 等について記録する。

また、がんが否定された者についても、その後の経過を把握し、追 跡することのできる体制を整備することが望ましい。

第10 事業評価

がん検診における事業評価については、<u>令和5年6月</u>に厚生労働省<u>がん検診のあり方に関する検討会において</u>とりまとめ<u>られた報告書「がん検診事業のあり方について」</u>(以下「報告書」という。)において<u>示された</u>基本的な考え方を<u>基に、</u>「事業評価のためのチェックリスト」*(以下「チェックリスト」という。)等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応的中度、がん発見率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うこととする。

市町は、「チェックリスト(市区町村用)」**を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、肺がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定及び実施方法等の改善を行う。

また、県は、肺がん部会において、全国がん登録を活用するとともに、「チェックリスト(都道府県用)」**を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行う。さらに、「チェックリスト(市区町村用及び検診実施機関用)」**の結果を踏まえ、市町に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導

果を把握する。

さらに、精密検査の結果がんと診断された者については、必ず個人 票を作成し、組織型、臨床病期及び治療の状況(切除の有無を含む。) 等について記録する。

また、がんが否定された者についても、その後の経過を把握し、追 跡することのできる体制を整備することが望ましい。

第10 事業評価

がん検診における事業評価については、平成20年3月に厚生労働省「が ん検診事業の評価に関する委員会」がとりまとめた報告書「今後のわが国 におけるがん検診事業評価の在り方について」(以下「報告書」という。) において、その基本的な考え方を示しているところである。一義的にはア ウトカム指標としての死亡率により行われるべきであるが、死亡率減少効 果が現れるまでに相当の時間を要すること等から、「技術・体制的指標」 と「プロセス指標」による評価を徹底し、結果として死亡率減少を目指す ことが適当とされた。この「技術・体制的指標」として、「事業評価のため のチェックリスト」* (以下「チェックリスト」という。) 及び「仕様書に 明記すべき最低限の精度管理項目」が示され、「プロセス指標」として、 がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応的中度、がん発見率等 の許容値が示された。

そこで、肺がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町は、「チェックリスト(市区町村用)」*を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、肺がん部会における検討結

を行う。

報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行う こととする。

※ 「事業評価のためのチェックリスト」については、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」を参考にする。

「事業評価のためのチェックリストおよび仕様書に明記すべき必要 最低限の精度管理項目」

(https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html)

第11 検診実施機関

1~6 略

- 7 検診実施機関は、病院又は診療所以外の場所で医師の立会いなく、胸 部エックス線検査を実施する場合、以下の点を遵守する。
 - (1) 検診の実施に関し、事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書(様式<u>6</u>号)を作成し、市町に提出する。なお、市町が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を自ら作成し、保存する。
 - $(2) \sim (5)$ 略

果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定及び実施方法等の改善を行う。

また、県は、肺がん部会において、全国がん登録を活用するとともに、「チェックリスト(都道府県用)」**を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行う。さらに、「チェックリスト(市区町村用)」**の結果を踏まえ、市町に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

※ 「事業評価のためのチェックリスト」については、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」を参考にする。

「事業評価のためのチェックリストおよび仕様書に明記すべき必要 最低限の精度管理項目」

(https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html)

第11 検診実施機関

1~6 略

- 7 検診実施機関は、病院又は診療所以外の場所で医師の立会いなく、胸 部エックス線検査を実施する場合、以下の点を遵守する。
 - (1) 検診の実施に関し、事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書(様式8号)を作成し、市町に提出する。なお、市町が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を自ら作成し、保存する。
 - (2) ~ (5) 略

新	旧
第12~第14 略	第12~第14 略
	(別紙1) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目 削除
(別紙 <u>1</u>) 肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分	(別紙 <u>2</u>) 肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分
(別紙 <u>2</u>) 肺がん検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分	(別紙 <u>3</u>) 肺がん検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分
	(様式1号) 肺がん検診事業計画書 削除
(様式 <u>1</u> 号) 肺がん検診質問(問診) 票 生年月日: 年 月 日	(様式 <u>2</u> 号) 肺がん検診質問(問診) 票 生年月日: <u>大・昭</u> 年月日
(様式2号) 肺がん検診受診者名簿	(様式3号) 肺がん検診受診者名簿
(様式2号) 肺がん検診受診者名簿 市町名: 実施日: 年 月 日 検診場所: 実施人員: 施: 機会 日本	(様式3号) 節がん検診受診者名簿

(様ま	式2号	⁹⁾ 肺がん検診受診者名簿														(様式									肺が	ん検診	受診者	名簿															
			市町名	年	月	- в				検診場							3	実施人員				No.:		_	市町名: 実施日:	令和	年	月 日	_		検診場	所:						実施人	A:	* *		No.:	
	Т					I	Т	\neg				Т		\vdash				胸部エッ	検 診 ! クス練写真:	吉 果 判定区分		_										1						胸部工	ックス幕写真	判定区分		_	D
機能 フィル Na	E A	氏名	15.91	生年月日年齢	国民権 保険の 保険者	住用 電影報	号 吳	年以内 比數量	血疾 有量	喫煙 指数	· 电疾制	*	喀痕検査 図収の 有無	٨		В	с	DI	D2	D3	D4	B1	E E2	撮影 フィルム Na	氏名	性別	生年月日 年齢	住所 電影番号	1年以内 受診歴	血疾 有無	喫煙 搾敷	喀疾検査 有無	电索 同ii 有	数の	A	В	c	DI	D2	D3	D4	E1	E2
	#						#	=				+			#	#																											
							+				+				+	+																											
	\mp				-	-	+	\dashv			+	+		\vdash	\mp	\rightarrow																											
																					(下	段に	続く)																		(T.	段に	続く)
			検節箱				\perp		精密検3	産の受診				*	密検査精	果					の有無					検 診 結 (細胞診判定			_		精密検	査の受診	_			精密検			_	-	偶発症の /検診後	- MANAGE	h /M. #1.49
^		B	C細胞酸物類	区分 D	В	要精材有象	0	受動動員	精技 受節	精技 未受賞	精快5 不明 (未把	,	異常 跡がんなし (転移性: 含まない	肺がん ち喀療 応診の で発	のう。静かられ	ドルの 5臨床 10~ I 別	がんの 軽い又は 未確定	肺がん以 外の疾患 (転移性の 肺がんを 含む)	検診中/ 重算な偶 発症を確 認	検診後 偶発症に よる死亡あ り	精検中 重篤な偶 発症を確 認	供給後 供発症に よる死亡は り	#2	٨	В	С	D	В	要精検の 有無	受診 物質	精快受影	精妆 未受節	精検受診 不明 (未把握)	異常なし	肺がんで わった者 (転移性を 含まない)	跡がんのう ち喀疾線 助動のみ で発見され た者	肺がんの うち臨床 病期0~ I 期	跡がんの 髪いのある 者又は未 確定	肺がん以 外の疾患 であった者 (転移性の 肺がんを 含む)	重篇な偶 発症を確 説	偶発症に よる死亡あ り	重集な保発症を確認	発発症に よる死亡が り
	\mp	_			-	-	+	\dashv			-	-	-	-	\mp	\dashv	=	_				$\overline{}$										1	_					-			-	_	+
	#						\perp	\Rightarrow				\perp	\rightarrow	\vdash	\perp	\Rightarrow																											
	\pm						\pm	\rightarrow							\pm	\rightarrow																											
	+				+	+	+	\rightarrow			+	+	_	+	+	+	-					-										_											

新	旧
(様式3号) 肺がん検診結果記録票	(様式 <u>4</u> 号) 肺がん検診結果記録票
生年月日: 年 月 日	生年月日: 大・昭 年 月 日
撮影月日:年月日	撮影月日
読影月日: 年 月 日	読影月日: <u>令和</u> 年 月 日
(様式4号) 肺がん検診結果通知書	(様式 <u>5</u> 号) 肺がん検診結果通知書
(様式 <u>5</u> -1号)胸部精密検査依頼書	(様式 <u>6</u> -1号)胸部精密検査依頼書
生年月日: 年 月 日	生年月日: 大·昭 年 月 日
精検受診日: 年 月 日	精検受診日: 令和 年 月 日
(様式5-2号) 胸部精密検査結果報告書(検診実施機関用)	(様式 <mark>6</mark> -2号) 胸部精密検査結果報告書(検診実施機関用)
生年月日: 年月日	生年月日:大・昭 年 月 日
精検受診日: 年 月 日	精検受診日: 令和 年 月 日
(様式 <mark>5</mark> -3号) 胸部精密検査結果報告書(市町用)	(様式 <mark>6</mark> -3号) 胸部精密検査結果報告書(市町用)
生年月日: 年 月 日	生年月日:大・昭 年 月 日
精検受診日: 年 月 日	工 7 1 7 1 1 1 1 1 1 1
	(様式7-1-1号) 肺がん検診結果集計表(検診機関別)(全て) 削除
	(様式 7-1-2 号) 肺がん検診結果集計表(検診機関別)(胸部エックス線検査) 削除
	(様式7-1-3号) 肺がん検診結果集計表(検診機関別)(喀痰細胞診) 削除

新	旧
	(様式7-2-3号) 肺がん検診結果集計表(総合)(喀痰細胞診) 削除
(様式6号) 肺がん検診実施計画書	(様式8号) 肺がん検診実施計画書
年 月 日	<u>令和</u> 年 月 日
検診実施機関氏名	検診実施機関氏名 印

香川県肺がん検診の精度管理のための技術的指針

令和6年 月 香川県健康福祉部健康福祉総務課

香川県肺がん検診の精度管理のための技術的指針

第1 目的1
第 2 検診対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第3 実施回数・・・・・・・・・1
第4 検診計画の策定・・・・・・・・・・・1
第 5 受診勧奨・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第 6 検診方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第7 検診結果の指導区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第8 検診結果の報告及び通知・・・・・・・・5
第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握・・・・・・・5
第10 事業評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第11 検診実施機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第12 精密検査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第13 有症状者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第14 喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の普及啓発・・・・・・・・7
<u>(別紙1) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目</u>
(別紙 <mark>-2_1</mark>) 肺がん検診における胸部 X 線検査の判定基準と指導区分・・・・・・・・8
(別紙 <mark>3_2</mark>) 肺がん検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分・・・・・・・・・10
(様式1号)肺がん検診事業計画書
(様式 <mark>-2_1</mark> 号) 肺がん検診質問 (問診) 票・・・・・・・・・・11
(様式 <mark>3_2</mark> 号) 肺がん検診受診者名簿・・・・・・・・・・・・12
(様式 <mark>4_3</mark> 号) 肺がん検診結果記録票・・・・・・・・・・・・・13
(様式 <mark>-5-4-</mark> 号) 肺がん検診結果通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(様式 <mark>-6_5</mark> -1号) 胸部精密検査依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・15
(様式 <mark>-6-5</mark> -2号) 胸部精密検査結果報告書 (検診実施機関用) ············16
(様式 <mark>-6-5</mark> -3号) 胸部精密検査結果報告書(市町用)・・・・・・・・・・・・17
<u>(様式7-1-1号)肺がん検診結果集計表(検診機関別)(全て)</u>
(様式7-1-2号)肺がん検診結果集計表(検診機関別)(胸部エックス線検査)
(様式7-1-3号)肺がん検診結果集計表(検診機関別)(喀痰細胞診)
<u>(様式7-2-1号)肺がん検診結果集計表(総合)(全て)</u>
- (様式7-2-2号) 肺がん検診結果集計表 (総合) (胸部エックス線検査)-
(様式7-2-3号)肺がん検診結果集計表(総合)(喀痰細胞診)
(様式 <mark>&_6</mark> 号) 肺がん検診実施計画書・・・・・・・18

香川県肺がん検診の精度管理のための技術的指針

第1 目的

この指針は、すべての市町において、国の指針等に基づいた科学的に効果の明らかな方法で、 肺がん検診及びその精度管理が実施され、さらには事業評価や住民への受診勧奨などが適切に 行われることにより、県民のがんの早期発見に資することを目的とする。

第2 検診対象者

肺がん検診の対象者は、当該市町に居住地を有する40歳以上の者とする。

第3 実施回数

肺がん検診は、原則として同一人について年1回実施する。

第4 検診計画の策定

市町は、関係機関と十分協議の上、「肺がん検診事業計画書」(様式1号)等を作成策定する。なお、計画書の作成策定に際しては、次の事項に留意する。

- 1 <u>国立がん研究センターが示す</u>「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」※(別紙1) を参考として検診実施機関を決定し、下記の事項等について十分協議を行う。
- 2 検診対象者を住民基本台帳等で把握する。
- 3 検診実施期間、予定人数、実施場所を決定する。
- 4 検診の周知方法とその時期を決定する。
- 5 検診に必要な帳票類(様式21号・3号・4号・5号・6号)を作成する。
- 6 検診実施後の結果集計等を行う(「肺がん検診受診者名簿」(様式 32号)等を利用する。)。

※ 「事業評価のためのチェックリストおよび仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 (https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html)

第5 受診勧奨

市町は、肺がん及び肺がん検診に関する正しい知識を普及啓発するとともに、対象者へ受診 勧奨を行う。対象者のうち、これまで肺がん検診を受診したことがない者に対しては、積極的 な受診勧奨を行う。

受診勧奨は、受診率の向上及び精度管理の観点から、個別通知によることが望ましく、次の 事項に留意する。

- 1 受診者の拡大に努めるとともに、受診者の固定化を防止し、検診の効果の向上を図る。
- 2 罹患率や有病率などを参考とし、肺がん対策上重要と考えられる年齢層の受診を促進する。
- 3 他のがん検診受診機会の有無を確認するなど、対象者を正確に把握する。
- 4 検診対象者のリストを作成し、がん検診受診状況等を台帳等により管理する。
- 5 がん検診の対象者自身が、がん検診の利益・不利益を考慮した上で受診を検討できるよう、 受診勧奨に当たっては、対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うこと。ただし、 不利益の説明をするときは、指針に定めるがん検診の受診率低下を招かないよう、伝え方に

留意すること。

<がん検診の利益・不利益について>

(利益の例)

- ・検診受診後のがんの早期発見・早期治療による死亡率減少効果があること
- ・早期に発見できるために侵襲の軽度な治療で済むこと
- がん検診で「異常なし」と判定された場合に安心感を得られること等

(不利益の例)

・偽陰性、偽陽性(また、その判定結果を受けて不安を生じることや、結果として不必要な精密検査を受ける場合があること。) 、過剰診断、偶発症等

第6 検診方法等

検診項目は、質問(医師が立ち合っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、 1の「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。)、胸部エックス線検査及 び喀痰細胞診とし、喀痰細胞診は、質問の結果、5(1)に定める対象者に該当することが判 明した者に対し行う。

1 質問

質問に当たっては、喫煙歴、職歴、血痰の有無及び妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取する。なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。

2 胸部エックス線検査

胸部エックス線検査は、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を撮影し、読影する。 なお、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真とは、肺尖、肺野外側縁、横隔膜及び肋骨 横隔膜角等を十分に含むようなエックス線写真であって、適度な濃度とコントラスト及び良 好な鮮鋭度をもち、縦隔陰影に重なった気管、主気管支の透亮像並びに心陰影及び縦隔部に 重なった肺血管が観察できるものであり、かつ、次のいずれかにより、撮影されたものとす る。

- (1) 直接撮影 (デジタル画像) であって、X 線検出器として、輝尽性蛍光体を塗布したイメージングプレート (IP)を用いた CR システム、平面検出器 (FPD) もしくは固体半導体 (CCD、CMOS など) を用いた DR システムのいずれかを用いた撮影。管球検出器間距離 (撮影距離) 150cm 以上、X 線管電圧 120~140kV、撮影 mAs 値 4mAs 程度以下、入射表面線量 0.3mGy以下、グリッド比8:1以上、の条件下で撮影されることが望ましい。
- (42) 間接撮影であって、100mm ミラーカメラを用い、定格出力 150kV 以上の撮影装置を用いた、120 kV 以上の管電圧による撮影
- (23) 間接撮影であって、定格出力 125kV の撮影装置を用い、横隔膜の感度を肺野部に対して高めるため 110 kV 以上の管電圧及び希土類 (グラデーション型) 蛍光板を用いた撮影
- (34) 直接撮影 (スクリーン・フィルム系) であって、被験者-管球間の距離を 1.5m以上とし、定格出力 150kV 以上の撮影装置を用い、原則として 120 kV (やむを得ない場合は 100 kV~120 kV でも可) の管電圧及び希土類システム (希土類増感紙およびオルソタイプフ

ィルム)を用いた撮影

(4) 直接撮影 (デジタル画像) であって、X 線検出器として、輝尽性蛍光体を塗布したイメージングプレート (IP)を用いた CRシステム、平面検出器 (FPD) もしくは固体半導体 (CCD、CMOS など) を用いた DR システムのいずれかを用いた撮影。管球検出器間距離 (撮影距離) 150cm 以上、X 線管電圧 120~140kV、撮影 mAs 値 4mAs 程度以下、入射表面線量 0.3mGy以下、グリッド比 8:1以上、の条件下で撮影されることが望ましい。

撮影機器、画像処理、読影用モニタの条件については、下記のサイト(日本肺癌学会ホームページ、肺がん検診委員会からのお知らせ肺がん検診について)に掲載された最新情報を参照すること

(https://www.haigan.gr.jp/modules/lcscr/index.php?content_id=1)

3 胸部エックス線写真の読影方法

胸部エックス線写真は、2名以上の医師によって読影し、それぞれの読影結果に基づき比較読影する。その方法は、次のとおりとする。

(1) 二重読影

2名以上の医師が同時に又はそれぞれ独立して読影することとするが、このうち1名は、十分な経験を有する者とする。読影結果の判定は、「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における胸部X線写真の判定基準と指導区分」(別紙21)によって行い、「d」及び「e」に該当するものについては、比較読影を行う。

(2) 比較読影

比較読影は、精査を要すると判定されたエックス線写真につき、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影するものであり、地域の実情に応じて次のいずれかの方法により行う。

- ① 読影委員会等を設置して比較読影を行う方法
- ② 二重読影を行った医師がそれぞれ比較読影を行う方法
- ③ 二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が比較読影を行う方法
- (3) 読影結果の判定

読影結果の判定は、「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」(別紙21)によって行う。

4 読影記録の整備

- (1) 検診実施機関は、二重読影及び比較読影等の結果を「肺がん検診結果記録票」(様式4 3号) 等に記録し、画像及び検診結果を少なくとも5年間保存する。
- (2) 検診実施機関は、検診結果を市町に報告する。

5 喀痰細胞診

(1) 対象者

喀痰細胞診の対象者は、質問の結果、原則として50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者を含む。)とする。

(2) 喀痰採取の方法

質問の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に対し、有効痰の採取方法を説明するとともに、喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。

喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の蓄痰又は3日の連続採痰とする。

(3) 喀痰細胞の処理方法

採取した喀痰(細胞)の処理方法は、以下のとおりとする。

- ① ホモジナイズ法、粘液融解法又は直接塗抹法により、2枚以上のスライドグラスに 擦り合わせ式で塗抹する。また、塗抹面積はスライドグラス面の3分の2程度とする。
- ② 直接塗抹法においては、粘血部、灰白色部等数箇所からピックアップし、擦り合わせ式で塗抹する。
- ③ 採取した喀痰(細胞)は、固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。
- ④ 喀痰細胞診の標本については、少なくとも5年間保存する。
- (4) 喀痰細胞診の実施
 - ① 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検 査機関が行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、公益社団法人日本臨床 細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。
 - ② 同一検体から作成された2枚以上のスライドについては、2名以上の技師がスクリーニングする。
 - ③ 喀痰細胞診の結果の判定は、「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分」(別紙<mark>32</mark>)によって行う。
 - ④ 専門的検査機関は、細胞診の結果について、速やかに検査を依頼した者に対し通知 する。
 - ⑤ 検診実施機関は、喀痰細胞診の結果を「肺がん検診結果記録票」(様式4<u>3</u>号) に記録し、少なくとも5年間保存する。

第7 検診結果の指導区分

検診結果に基づく指導区分は、「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ次の指導を行う。

1 「要精検」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するように指導する。

- (1) 胸部エックス線写真の読影の結果、「E」と判定された者には(別紙 $\frac{2}{1}$ 参照)により通知を行う。
- (2) 喀痰細胞診の結果 $\lceil D \mid$ 、 $\lceil E \mid$ と判定された者には (別紙 $\frac{3}{2}$ 2 参照) により通知を行う。
- 2 「精検不要」と区分された者

翌年の検診受診を勧めるとともに、禁煙等日常生活上の注意を促す。

(1) 胸部エックス線写真の読影の結果「B」、「C」と判定された者及び喀痰細胞診の結果「B」 と判定された者には、年1回の定期的な肺がん検診の受診を促す。

参考:胸部エックス線写真の読影の結果「C」と判定された者のうち胸膜プラークの所見を

有する者には、健康管理に必要な情報提供等を行うことが望ましい。

- (2) 特に喀痰細胞診の結果「C」と分類された者には、医療機関において可能な限り速やかに6か月以内の再検査を勧奨する。再検査が困難な場合には、次回定期的検査の受診を勧める。
- 3 胸部エックス線写真の読影の結果、肺がん以外の疾患が考えられる者については、受診者 に適切な指導を行うとともに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第53条の2第3項」に規定する定期の健康診断等の実施者又 は医療機関に連絡する等の体制を整備する。

第8 検診結果の報告及び通知

- 1 市町又は検診実施機関は、検診終了後速やかに、検診結果を「肺がん検診受診者名簿」(様 式32号)に記録する。
- 2 市町又は検診実施機関は、検診結果報告を基に、受診者あてに「肺がん検診結果通知書」 (様式<u>5.4</u>号)を作成し、精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知する。
 - (1) 要精検:「肺がん検診結果通知書」(様式 5 4 号) 及び「胸部精密検査依頼書」(様式 6 5 号)
 - (2) 精検不要:「肺がん検診結果通知書」(様式 54号)

第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握

1 検診記録の整備

市町は、検診実施機関等と連携を図り、「肺がん検診受診者名簿」(様式32号)等に、受診者の氏名、性別、年齢、住所、過去の検診の受診状況、画像の読影の結果、喀痰細胞診の結果、精密検査の受診勧奨の有無、精密検査受診の有無、精密検査結果等を記録し、また、「肺がん検診結果集計表」(様式7号)など国のがん検診事業等の報告である「地域保健・健康増進事業報告」に対応できる集計表を作成する。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関に おける確定診断の結果及び治療の状況等を記録する。

2 肺がん検診精密検査結果の把握

市町又は検診実施機関は、「胸部精密検査依頼書」(様式<u>6.5</u>号)等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。

さらに、精密検査の結果がんと診断された者については、必ず個人票を作成し、組織型、 臨床病期及び治療の状況(切除の有無を含む。)等について記録する。

また、がんが否定された者についても、その後の経過を把握し、追跡することのできる体制を整備することが望ましい。

第10 事業評価

がん検診における事業評価については、<u>平成20年3月</u>令和5年6月に厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」ががん検診のあり方に関する検討会においてとりまとめ<u>られ</u>た報告書「今後のわが国におけるがん検診事業評価の在り方について」「がん検診事業のあり方につい

て」(以下「報告書」という。)において、その示された基本的な考え方を示しているところである。一義的にはアウトカム指標としての死亡率により行われるべきであるが、死亡率減少効果が現れるまでに相当の時間を要すること等から、「技術・体制的指標」と「プロセス指標」による評価を徹底し、結果として死亡率減少を目指すことが適当とされた。この「技術・体制的指標」として、基に、「事業評価のためのチェックリスト」**(以下「チェックリスト」という。)及び「住様書に明記すべき最低限の精度管理項目」が示され、「プロセス指標」として、等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応的中度、がん発見率等の許容値が示された「プロセス指標」に基づく評価を行うこととする。

そこで、肺がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町は、「チェックリスト(市区町村用)」**を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、肺がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定及び実施方法等の改善を行う。

また、県は、肺がん部会において、全国がん登録を活用するとともに、「チェックリスト(都道府県用)」**を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行う。さらに、「チェックリスト(市区町村用及び検診実施機関用)」**の結果を踏まえ、市町に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。

※ 「事業評価のためのチェックリスト」については、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」を参考にする。

「事業評価のためのチェックリストおよび仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」(https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html)

第11 検診実施機関

- 1 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で肺がん検診が円滑に実施されるよう、「チェックリスト(検診実施機関用)」を参考とするなどして、胸部エックス線検査及び喀痰細胞 診等の精度管理に努める。
- 2 検診実施機関は、肺がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。
- 3 検診実施機関は、細胞診を他の細胞診検査センター等に依頼する場合、細胞診検査機関の 細胞診専門医や細胞検査士等の人員や設備等を十分に把握し、適切な機関を選ばなければな らない。
- 4 検診実施機関は、精密検査実施機関と連絡をとり、精密検査結果の把握に努めなければならない。
- 5 検診実施機関は、画像や検体及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。
- 6 検診実施機関は、香川県がん対策推進協議会及び肺がん部会における検討結果や助言を踏まえ、その指導または助言に従い、実施方法等の改善に努める。
- 7 検診実施機関は、病院又は診療所以外の場所で医師の立会いなく、胸部エックス線検査を

実施する場合、以下の点を遵守する。

- (1) 検診の実施に関し、事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書(様式<mark>8</mark>6号)を作成し、市町に提出する。なお、市町が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を自ら作成し、保存する。
- (2) 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。
- (3) 胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。
- (4) 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検 等の管理体制を整備する。
- (5) 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

第12 精密検査等

1 肺がん検診において「要精検」とされた場合は、必ず精密検査を受けるよう、あらかじめ 全ての検診受診者に周知する。

なお、その際には、精密検査を実施することにより、肺がんの早期治療ができる可能性が あるなどの科学的知見に基づき、十分な説明を行う。

2 精密検査実施医療機関は、精密検査の結果を、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

第13 有症状者への対応

質問の結果、最近6月以内に血痰のあったことが判明した者に対しては、肺がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。

第14 喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の普及啓発

喫煙の肺がん発生に対する寄与率は高く、一次予防としての喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の啓発普及は極めて重要である。このため、肺がん検診及び肺がん予防健康教育等の場を利用するとともに、必要な者に対しては、健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項に基づく喫煙者個別健康教育を実施し、禁煙に関する指導を推進する。禁煙に関する指導については、短時間での支援も有効であるとの報告もあることから、「禁煙支援マニュアル(第二版)」を活用するなどして、効率的な実施を図る。また、若年層に対しても、積極的に禁煙及び防煙に関する指導並びに肺がんに対する正しい知識等の普及啓発を図るなど、防煙・禁煙・分煙にわたる総合的なたばこ対策の推進を図るように努める。

(別紙-21)

肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分

「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)より

二重読影時の 低判定区分	比較読影を含む 決定判定区分	X線所見	二重読影時の 仮指導区分	比較読影を含む 決定指導区分
a	A	「読影不能」 撮影条件不良、現像処理不能、位置付不良、フィルム のキズ・アーチファクトなどで読影不能のもの。	再	撮影
b	В	「異常所見を認めない」 正常亜型(心膜傍脂肪組織、横隔膜テント状・穹窿上 変形、胸膜下脂肪組織による随伴陰影、右心緑の二重 陰影など)を含む。		
С	С	「異常所見を認めるが精査を必要としない」 陳旧性病変、石灰化陰影、線維性変化、気管支拡張 像、気腫性変化、術後変化、治療を要しない奇形など で、精査や治療を必要としない、あるいは急いで行う 必要がないと判定できる陰影。	定复	明検診
d 1 d 2 d 3	D D1 D2 D3 D4	「異常所見を認め、肺がん以外の疾患で治療を要する状態が考えられる」 肺癌以外の疾患を疑うが、急いで精密検査や治療を行わないと、本人や周囲の人間に大きな不利益があるようなもの。疾患が疑われても急いで精査や治療を必要としない場合には「C」と判定する。肺癌を少しでも疑う場合には「E」に分類する。肺がん検診としての「スクリーニング陽性」は「E」のみである(下記注を参照のこと)。 「活動性肺結核」治療を要する肺結核を疑う「活動性非結核性病変」 肺炎、気胸など治療を要する状態を疑う「循環器疾患」 大動脈瘤など心大血管異常で治療を要する状態を疑う「その他」 縦隔腫瘍、胸壁腫瘍、胸膜腫瘍など治療を要する状態を疑うを疑う	比較読影	肺がん以外の 該当疾患に対する 精査
e 1 e 2	E E1 E2	「肺がんの疑い」 孤立性陰影、陳旧性病変に新しい陰影が出現、肺門部の異常(腫瘤影、血管・気管支などの肺門構造の偏位など)、気管支の狭窄・閉塞による二次変化(肺炎・無気肺など)、その他肺がんを疑う所見。したがって「E」には、肺炎や胸膜炎の一部も含まれることになる。転移性肺腫瘍を疑う所見は「E」に分類する(ただし、転移性肺腫瘍は発見肺がんには含めない)。「E2」の場合には、至急呼び出しによる受診勧奨なども含め、精密検査に関する受診勧奨をより強く行うことが望ましい。 「肺がんの疑いを否定しえない」 「肺がんを強く疑う」		肺がんに 対する精査

注 1) 比較読影を含む決定指導区分において、E1 判定とは、きわめてわずかでも肺がんを疑うものを意味し、E2 判定とは、肺がんを強く疑うものを意味する。一方、D 判定は、肺がん以外の疾患を疑うものを意味する。

- 2) 肺がん検診の胸部 X 線検査における要精検者とは、比較読影を含む決定指導区分における E1 及び E2 を指す。
- 3) 比較読影を含む決定指導区分における D 判定は肺がん検診としての要精検者とは認めない。
- 4) 肺がん検診の集計表における胸部 X 線検査における要精検者数とは、E1 と E2 の合計数を意味する。
- 5) 肺がん検診における肺がん確診患者数(検診発見肺がん)とは、E1 および E2 判定となった要精検者の中から 原発性肺がんと確診された患者数を意味する。
- 6) したがって、D 判定者の中から肺がんが発見されたとしても、検診発見肺がんとは認めない。

(別紙32)

肺がん検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分

「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)より

判定区分	細胞所見	指導区分
A	喀痰中に組織球を認めない	材料不適、再検査
В	正常上皮細胞のみ	
	基底細胞増生	現在異常を認めない
	軽度異型扁平上皮化細胞	次回定期検査
	絨毛円柱上皮細胞	
С	中等度異型扁平上皮化細胞	再塗抹または6か月以内の
	核の増大や濃染を伴う円柱上皮細胞	再検査
D	高度(境界)円柱上皮細胞、または	
	悪性腫瘍の疑いのある細胞を認める	ただちに精密検査
Е	悪性腫瘍細胞を認める	

- 注:1) 喀痰1検体の全標本に関する総合判定であるが異型細胞少数例では再検査を考慮する。
 - 2) 全標本上の細胞異型の最も高度な部分によって判定する。
 - 3) 扁平上皮細胞の異型度の判定は異型扁平上皮細胞の判定基準、および細胞図譜を参照して行う。
 - 4) 再検査や追加検査が困難なときには、次回定期的検査の受診を勧める。
 - 5) D·E 判定で精密検査の結果、がんが発見されない場合には常に厳重な追跡を行う。

肺がん検診質問(問診)票

市町名

検診日		年		日	フィルム番号			
ふりがな						()	_
氏 名					住所			
性別	身	見・	女		大・			
電話番号				生年月日	年	月	月 (歳)
				-	事項を記入して	こください。		
1 最近6½ (1)あ		こ痰(たん	し)に血が混	:じったことに (2) な	はありますか。 し			
 	肺がん	の症状で	ぶある可能性	があるため	、医療機関を	受診しまし	よう。	
2 今まで	に肺がん	検診や胸	の検査(レ	ントゲン、C	Γ等)を受けた	ことがありま	きすか。	
(1)受	ナたことが	ある		(2)受け	けていない		-	
			期:(
					引ドック・病院等	箏・その他(()	
	į	前回の検	診結果は	,	常あり(結果	:)
0 114 0 114		2 - 2 2	7 . 70 . 10 . 7 . 7 . 7		常なし			
1		ったことに	はありますか	•	1			
(1) あ		b宓		(2) な	L			
	,病気の内 肺結核		• 喘 自 •	愠 灶閉窠灶	肺疾患(COPD)) • じん崩	i • その他 ()
) 0/0/11	. C ◆> E (
(1) あ		. 04/3/14 (— 1)	(1) () ()	(2) な	-			
1 ' ' ' '	症状の内	内容		(_, _,	_			
			痛 ・ 息切	けれ・その	他の気になる	s症状()
		頻度: a	毎日		b 時々	c 3	まれに	
5 タバコを			Name at the				/=> ==	
	· · · · ·			↓		やめた)((3) 吸ったこと	はない
			合は、以下に					
1	日の本数	<u>t (</u>	本)×	年間(年間)) = ()	
6 仕事で	石綿(アス	ベスト)・	粉じん作業	・その他特殊	株健診を要する	る業務に従	事したことがあ	ありますか。
	る 従事期間			(3)わからない			
			<u>- </u>	ことがありま	すか			
(1) あ	る			(2) な	V			
	そのとき	異常がは	あると言われ	ましたか	a はV	`	b עיעי	え
8 (女性の								
		る、またに	は妊娠の可能		ミすか。			
(1)あ		167 .	(2)な		→ 🖽	→ \		
	(妊娠週 は記入しな		週/最終月	計栓 4	三月	日)		
性			.cv。 三 齢	Di-	叉煙指数(B.I)		和	定
 男		<u> </u>	щľ	^{/2}	√/〒1日 3 ◇ / □・1/		1.7	,·_
			J.)^		1 .2. 2			
咯淡容器	の配布	•	aあり		bなし	/		

肺がん検診受診者名簿

		<u> </u>	IN THE		_ =			12027011	<u>,, , </u>			1	~ NB/\F	•			110		
														胸部エッ	検 診 線				
揚影										喀痰検査 回収の 有無)		Е	
撮影 フィルム No.	氏名	性別	生年月日 年齢	国民健康 保険の被 保険者	住所 電話番号	1年以内 受診歴	血痰 有無	喫煙 指数	喀痰検査 有無		A	В	С	D1	D2	D3	D4	E1	E2

(下段に続く)

	j	検診結り	果				精密検査	をの受診		精密検査結果							偶発症の有無 <mark>別人数</mark>					
	喀痰	細胞診判定	区分												*****	検診中/	検診後	精検中	/検診後			
A	В	С	D	Е	要精検の 有無	受診	精検 受診	精検 未受診	精検受診 不明 (未把握)	異常 なし	あった者	肺がんのう ち喀痰細 胞診のさ で発見 <mark>され</mark> た者	肺がんの	疑いのある	肺がん以 外の疾患 <mark>であった者</mark> (転移性の 肺がんを 含む)	重篤な偶 発症を確 認	偶発症に よる死亡あ り	重篤な偶 発症を確 認	偶発症に よる死亡あ り	<u>備考</u>		
																				•		

肺がん検診結果記録票

→m +		
市町名		

ふりがな 氏 名		住 所電話番号	()									
生年月日	大 • 昭 年	月 月	日()	 ኢ)	性別	男 •	女						
撮影機関名		撮影機関住所											
電話番号		撮影場所											
フィルムNo.		撮影月日		年	月	且							
読影医師名		読影月日	令和	年	月	日							
読影医師名		読影月日	令和	年	月	日							
エッ	ックス線写真所見		二重読	影時の仮	判定区分	>							
		□ a 再撮影(読影不能) □ b 定期検診(異常所見を認めない) □ c 定期検診(異常所見を認めるが精査不要) □ c 定期検診(異常所見を認めるが精査不要) □ c のうち □ 胸膜プラーク) □ d □ d1 □ d2 □ d3 □ d4 □ 二重読影(肺がん以外の疾患に対する精査											
>			比	較 写	真								
		フィルムNo.	読影日	年	月	月							
			比較読影		定判定区	分							
		□ B 定 □ C 定 (□ D [F撮影(読影/ E期検診(異常 E期検診(異常 c のうち □ D1 □ D2 対読影(肺が □ E1 □ E2	常所見を認 常所見を認 □ 胸朋 2 □ D3	忍めるが料 莫プラー □ D4	青査不要 ク)							
喀痰細胞診	判定区	区分				/後の偶 を要するも							
実施 検体番号 () ・ 未実施	□ A 材料不適、再検査 □ B 現在異常を認めない → □ C 程度に応じて6カ月以内 □ D ただちに精密検査 □ E ただちに精密検査			□なī □あり)(定による死 _~	.,=)						

肺がん検診結果通知書

	様
	1

○印があなたの検診結果です。

1 今回の検診では、異常を認めません。

これからも年1回は検診を受けられるようお勧めします。また、自覚症状がある時は、早い時期に医療機関を受診されるようお勧めします。

2 今回の検診の結果、「精密検査」が必要です。

検診を受けた医療機関の医師の指示に従い、「胸部精密検査依頼書」を御持参になり、最寄りの呼吸 器専門医療機関を受診してください。

なお、健康保険証は必ず持参してください。

3 今回の検診では、肺がんに関しての精密検査の必要はありませんが、他の胸部疾患に関して医療機関で再度検査を受けてください。

なお、健康保険証は必ず持参してください。

- 4 今回の検診では、肺がんに関しての精密検査の必要はありませんが、胸膜プラークを認めます。胸膜プラークとは石綿を吸い込むことで胸膜辺りにできる肥厚(隆起した部分)のことを言います。それだけでは病気にかかっているとは言えませんが、中皮腫、肺がん、石綿肺等を引き起こすことがありますので、今後も年1回は必ず検診を受診してください。喫煙されている方には禁煙を強くお勧めします。詳しくは、
 - (独) 環境再生保全機構 (http://www.erca.go.jp)

フリーダイヤル:0120-389-931

まで、お問い合わせください。

- 5 今回の検診では、精密検査の必要はありませんが、喀痰細胞診の経過観察の必要がありますから、 6か月以内に医療機関で再検査を受けてください。
- 6 今回の胸部エックス線検査では、異常を認めませんが、喀痰材料が不適当のため再検査が必要です。

年 月 日

検診機関名

担当医師名

担当医師名

胸部精密検査依頼書

 胸部精 	密検:	查実施医療 機	幾関保存用									
胸部精密検	查実	施医療機関	殿						F			
									市町名			
		ん検診の結果						· ». z. —— m—») —	. Zien I I koke . ≥ ∴	د». (د، .		
	多の上	た、該当項目を	記入し、結	果報告書	2部(②、③)	を一次検診 T	機関人	は市町に	-御回答く7	こさい 。		
ふりがな					 住 所	a a						
氏 名												
生年月日	→			 月	日(年齢)	歳)		性別	月	<u> </u>	女
検診			•			電話			\			
機関名						番号	()	_		
検診日						担当医師	名:					
		16-47 - 2-	・ 始 武 日 本 5	H 光中								
		胸部エックス 重読影時の仮		• - • -	. da do .	م بلہ ماہ	~ 0		~			
		単純影時のW 数読影を含む										+
	ᄱ	以肌をで 占む (喀痰細胞診				72 D3 D4	151 152)	
依頼理由				ы .			1		/)		
MAX		担当医師名	i :									
		n なった ⟨m RCi ⇒◇	の田亭 恵	少区八.	4 D C	D E	_					
		喀痰細胞診	の異常刊	正区分:	АВС	DЕ						
		担当医師名	:						V			4
精密検査等	 実施I]		·			
精密検査等		担当医師名		年	J.]	月					
		医療機関記		年	j.]	月		•			
		医療機関記	入欄]型	□肺野型	□胸:	水型					
	(1)	医療機関記 令和 肺がん確定 原発性肺が	入欄 ん 口肺門 口臨床		□肺野型 明 □臨』		水型			*		<u> </u>
	(1) <u>[</u>	医療機関記 令和 肺がん確定 原発性肺が 転移性の悪	入欄 ん 口肺門 口臨床 性腫瘍]型	□肺野型 明 □臨』	□胸:	水型		······································		6	*
精検受診日	(1);	医療機関記 令和 肺がん確定 原発性肺が 転移性の悪 その他の悪	入欄 ん □肺門 □臨床 性腫瘍 性腫瘍]型 ミ病期 I ∮ (原発 (□肺野型 明 □臨』	□胸:	水型				<u> </u>	*
	(1) j	医療機関記令和 市がん確定 原発性肺が 転移性の悪 その他の悪 一 肺がんの	入欄 ん □肺門 □臨床 性腫瘍 性腫瘍 り疑いまたに	月型 ミ病期 I 身 (原発 (は未確定	□肺野型 明 □臨』	□胸:	水型					
精検受診日	(1) j	医療機関記 令和 肺がん確定 原発性肺が 転移性の悪 その他がんの 同時がん以外	入欄 ん □肺門 □臨床 性腫瘍 性腫いまた の悪性腫瘍 の疾患	那型 系病期 I 対 (原発 (は未確定 (□肺野型 朝 □臨』 :巣:	□胸:	水型)				
精検受診日	(1) j	医療機関記 令和 肺がみ確定 原発性の悪 での肺がみの はいいのでは はいいので はいと はいと はいと はいと はいと はいと はいと はいと はいと はいと	入欄 ん □傷 を 性腫 が のの で で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の の の で の の の の の の の の の の の の の	那型 病期 I 身 (原発 (は未確定 (□肺野型 朝 □臨 注 注: □ 要観察	□胸; 末病期 I 其 □ 治癒	水型 以外)				
精検受診日	(1) j	医療機関記 令和 が発性 の が発性 他のがいい は がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい	入欄 ん 性腫のの 性腫のの 性腫のの ができまする。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	型 三病期 I 身 (は ・大確定 は未確定 に 源 肺気腫	□肺野型 朝 □臨 注 注: □ 要観察 重 □ その	□胸; 末病期 I 其 □ 治癒 (他	水型 用以外)))				
精検受診日	(1) £ (2) (3) (4)	医療機関和 ・ 「 「	入機□□・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	型 三病期 I 身 (は ・大確定 は未確定 に 源 肺気腫	□肺野型 朝 □臨 注 注: □ 要観察 重 □ その	□胸; 末病期 I 其 □ 治癒	水型 用以外)))				
精検受診日	(1) j	医療	入ん性性ののので数素のので数素のので数素のである。というでは、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これを	型 期 期 原 は 大 大 大 大 大 大 大 大 大 気 動 が 大 し 気 動 が し 、 で 、 で 、 で 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う	□肺野型 朝 □臨戸 議巣: 事観祭 重 □その 派の石灰化	□胸: 末病期 I 邦 □ 治癒 他 □その)	水型 用以外))))	24k (7 km =			
精検受診日	(1) j. (1) j. (2) (3) (4) (5) (6)	医療機 令 確	入 性性ののの、器等()真 帰 □ □ 瘍瘍・ま腫・要患(□ □ □ のの、器等・関係を表表・ □ □ のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、 のの、	型 期 I 身 (は (未 は 表 肺 状 の で を が の で で で で で の で の で の で の で の で の で の	□肺野型 期 □臨 説 巣: 事 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	□ 胸: 末病期 I 其 ・他 □ その ・他 ○) 胞診	水型 別以外) i)		で後の処置			
精検受診日 診 断	(1) j. (1) j. (2) (3) (4) (5) (6)	医	入 性性のののを発表()真 ()	型 病期 I 身 (は (未 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□ 肺野型 期 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ pp 末病期 I 其 ・他 □ ・他 □ ・他 □ ・	水型 以外 (1)	要手術	•	(2) 入	、院治療	
精検受診日	(1) j. (1) j. (2) (3) (4) (5) (6) [医療機 令 確	入 性性ののでという (人) 真 検 種種 疑悪疾(寒寒 (人) 真 検 ・	型病 (株□冠 部包部 (・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□肺野型 期 □臨 説 巣: 事 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	□ pp 末病期 I 其 ・他 □ ・他 □ ・他 □ ・	水型 以外 (1) (1) (3)				、院治療	
精検受診日 診 断	(1) E (2) (3) (4) (5) (6)		入	型病 (株□冠 部包部 (・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□ 肺野型 期 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□ pp 末病期 I 其 ・他 □ ・他 □ ・他 □ ・	水型 形以外) (1) (3) (5) (6) (7) (8) (1)	要手術 通院治療 也院紹介	病院名	(2) 入	、院治療	
精検受診日 診 断 検査方法	(1) j. (1) (2) (3) (4) (5) (6) — — —		入	型病 (□ 肺野型 臨	下	水型 I以外) i) 他 (1) (3) (5) (6)	要手術 通院治療 也院紹介 寺に指示	病院名	(2) 入	、院治療	
精検受診日 診 断 検査方法	(1) [(1) [(1) [(1) [(1) [(1) [(1) [(1) [入 性性のので発表() 真 検生 症	型 期 期 原 は (未 原 一 大 の で 大 の で 大 の で 大 の で 大 の で の で の の の の の の の の の の の の の	□ 肺野型 期 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	 末病期 I 財 一次期 I 財 一次の <l< td=""><td>水型 I以外) i) 他 (1) (3) (5) (6)</td><td>要手術 通院治療 也院紹介 専に指示 」あり(</td><td>病院名</td><td>(2) 入</td><td>、院治療</td><td></td></l<>	水型 I以外) i) 他 (1) (3) (5) (6)	要手術 通院治療 也院紹介 専に指示 」あり(病院名	(2) 入	、院治療	

記載日

年

月

日

(様式<mark>65</mark>-2号)

胸部精密検査結果報告書(検診実施機関用)

② 胸部一次検診実施医療機関保存用

### W + X & X	http://www.co.wh	-	also for NW form 1 and a dis-	_		市町名			
要精梗者の	精密検査の結果を	ト記のと	おり通知します	0					
ふりがな									
氏 名				住所					
生年月日	大 • 昭	年	月	日(年齢	歳)	性 別	男	・ 対	

精密検査	実施 医	医療機関記入欄									
精検受診日		令和	年	月		日					
	(1)朋	がん確定									
		原発性肺がん	□肺門型	□肺野型	□胸	水型					
			□臨床病期 I		寿期 I 其	以外		3	×		>_
		転移性の悪性腫		Ě 巣:)) (=	
		その他の悪性腫)				()	
⇒A Ner:	\ —,		いまたは未確定	<u>*</u>				/			
診断		□ 肺以外の悪情)		/		
	(4)	肺がん以外の疾				- \			(`	
		□肺結核(□		□要観察	□治源	I)	,				
				腫 □その他		مام .	,)				
	(E)	□ 循環器疾患	! (□ 社状動)	脈の石灰化	口その	他)	,			4
		□ その他 (□ 異常なし)						
			□ 胸部CT	□ 喀痰細胞	<u></u> 診		診断	で後の処置	(今後	の方針)	
		気管支鏡 (□細胞診	□ 組織診)	(1)	要手術		(2)	入院治療	ję
検査方法	□ ;	経皮的針生検 ((□細胞診	□ 組織診)	(3)	通院治療		(4)	経過観察	₹ R
恢 且刀伍		胸腔鏡下針生検	(VATS)			(5)	他院紹介	病院名			
		その他()	()
H-L- 2 % 2 - 1/2-		未精検	- La fort	2 Pro - 10 - 10 10 10			特に指示	なし			
		/後の偶発症の		な偶発症の確認 症による死亡		なし [なし「					,)
		台療を要するの	• 1角先	注によるがし		なし [<u> あり(</u>				,
│ 精密検査: │ 医療機関						電話	舌番号	()	_	
	1-H										
担当医師	陌					記	載日		年	月	日

胸部精密検査結果報告書(市町用)

③ 市町保存用

					,	市町名	
要精検者の	精密検査の結果を	下記のとは	おり通知します。				
ふりがな 氏 名				住所			
生年月日	大 • 昭	年	月	日(年齢	歳)	性別	男・女

精密検査	実施医	麼療機関記入欄	Į									
精検受診日		令和		年	月		日					
	(1)朋	がん確定										
		原発性肺がん					水型					
			□臨床症	朝 I 期	□臨床病	期I其	別外			X		>_
		転移性の悪性腫		(原発巣	:)		/		0)	
		その他の悪性腫		()				()	
⇒A Nor		□ 肺がんの疑		未確定								
診断		□ 肺以外の悪)		/		\ \
	(4)	肺がん以外の療							/	\		
		□ 肺結核(□治源	(透			/		
		□ 他呼吸器)	V			\vee
		□ 循環器疾	患 (口 冠	ば動脈の)石灰化	□その	D他)				
		□ その他()						
		□ 異常なし 単純X線写真		ст П	喀痰細胞認	<u> </u>		3 ∧₩	所後の処置	卧 () 公	の古針)	
		平純八麻子兵 気管支鏡 (□組織診		(1)	要手術			入院治療	₹
		双百叉號 経皮的針生検			□組織診		1	安于州 通院治療			经過観察	
検査方法		性及的近土板 胸腔鏡下針生板				,	1 ' '	^{囲匠石房} 他院紹介		(4)	胜则既为	₹
		桐庄場「ゴエヤ その他(K (VA	15)	,		(3)	ルドル・カーン	州元石			1
		未精検			,	'	(6)	特に指示	15 1 5			,
肺がん料		/後の偶発症の)有無	・重篤な仏	男発症の確認	₹ □		りに	<u> </u>)
		台療を要するの			こよる死亡		なし [)
精密検査	実施						_		,	,		
医療機関							電	話番号	()	_	
担当医師	 fi 夕						畫			年		日
12369	⊬ ^∐						"	-175√ H			71	Н

年度 肺がん検診実施計画書

		令和	年	月	日
○○○○市・町長 様					
	診実施機関住所 生人にあっては主たる	事業所の原	听在地)		
(注	診実施機関氏名 生人にあっては名称及				印 、
電影		(1 <u>1</u>	3当者名)
下記のとおり、肺がん検診実施計画書を抗	是出します。				

1 検診実施機関の名称							
検診実施機関の所在地	₸	_					
	TEL :		_	_			
	FAX:		_	_			
2 検診実施期間**1		年	月	日	時	~	時
検診実施場所 ^{※1} 3 (検診車による巡回検診である場合 は、その旨も明記)							
4 責任医師							
	所属機	関名					
	住所						
	氏名						
	検診実	施中	の連絡	先			
5 緊急時ないし必要時に対応する医師**2							
	所属機	関名					
	住所						
	氏名						
	検診実	施中	の連絡	先			

- ※1 検診実施について、年間スケジュール表等で内容が代用できる場合は、その写しを添付してもよい。
- ※2 緊急時ないし必要時に対応する医師が責任医師と異なる場合に記載すること。

(別紙1)

仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目

1 検査の精度管理

(1) 検査項目

検査項目は、質問(医師が自ら対面で行う場合は問診)、胸部エックス線検査、及び質問の結果、50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)が600以上だった者(過去における喫煙者を含む)への喀痰細胞診とする。

質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。また、加熱式タバコについては、「カートリッジの本数」を「喫煙本数」と読み替える。

(2) 質問(問診)

質問(問診)は、喫煙歴、妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取する。また最近6か月以内の血痰など自覚症状のある場合には、検診ではなくすみやかに専門機関を受診し、精査を行うように勧める。

(3) 胸部エックス線撮影

- ア 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影、すなわち、放射線科医、呼吸器内科医、呼吸器 外科医のいずれかによる胸部エックス線の画質の評価と、それに基づく指導を行う注1)。
- イ 撮影機器の種類(直接・間接撮影、デジタル方式)、フィルムサイズ、モニタ読影の有無 を明らかにし、日本肺癌学会が定める肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法で撮影 する注2)。またデジタル撮影の場合、日本肺癌学会が定める画像処理法を用いること注2)。
- ウ 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等 の管理体制を整備する。
- エ 集団検診を実施する医療機関は、1日あたりの実施可能人数を明らかにする*。 ※個別健診及び集団検診において病院や診療所が会場に指定されている場合は不要。
- オ 事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師、及 び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、市区町村に提出する。
- カ 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。
- キ 胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。
- ク 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

(4) 胸部エックス線読影

- ア 自治体や医師会から求められた場合、読影医の実態(読影医の氏名、生年、所属機関名、 専門とする診療科目、呼吸器内科・呼吸器外科・放射線科医師の場合には専門科医師として の経験年数、肺がん検診に従事した年数、「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会注 3」の受講の有無等)を報告する。
- イ 読影の際は、2名以上の医師によって読影し、うち一人は肺がん診療に携わる医師もしく は放射線科の医師を含める。なお、読影は二重読影を行い、次の要件を満たす医師が読影に 従事することが望ましい。

- ・第一読影医:検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会注 3|に年1回以上参加していること
- ・第二読影医:下記の1)、2)のいずれかを満たすこと
 - 1) 3年間以上の肺がん検診読影経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会注3) に年1回以上参加している
 - 2) 5年間以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医のいずれかとしての経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会注3)」に年1回以上参加している
- ウ 2名の読影医のうちどちらかが、「要比較読影」としたものは、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影する。
- エ 比較読影の方法は、「読影委員会等を設置して読影する(あるいは読影委員会等に委託する)」、「二重読影を行った医師がそれぞれ読影する」、「二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかにより行う。
- オ 読影結果の判定は「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺が ん検診における胸部 X 線検査の判定基準と指導区分」によって行う。
- カ シャウカステン・読影用モニタなどの機器に関しては、日本肺癌学会が定めた基準等に従 う_{注2})。

(5) 喀痰細胞診

- ア 細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関(施設名)を明記する。
- イ 採取した喀痰は、2枚のスライドに塗抹し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行う。
- ウ 固定標本の顕微鏡検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医 と細胞検査士が連携して行う注4)。
- エ 同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニング する。
- オ がん発見例については、過去の細胞診所見の見直しを行う。がん発見例については必ず 見直すこと。またがん発見例が無い場合でも、少なくとも見直す体制を有すること。
- (6) 記録・標本の保存
 - ア 標本、胸部エックス線写真は少なくとも5年間保存する。
 - イ 質問(問診)記録・検査結果(エックス線検査結果、喀痰細胞診検査結果)は少なくとも5年 間保存する。

(7)受診者への説明

- ① 下記の 7 項目を記載した資料を、受診者全員に個別に配布する (ポスターや問診票など 持ち帰れない資料や、口頭説明のみは不可とする)。
- ② 資料は基本的に受診時に配布するが、市町が事前に配布している場合は検診機関からの配布を省いてもよい。
 - ア 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを(喀痰細胞診で 要精密検査となった場合は、喀痰細胞診の再検は不適切であることなど)明確に説明する。
 - イ 精密検査の方法について説明する(精密検査は CT 検査や気管支鏡検査により行うこと、 及びこれらの検査の概要など)。

- ウ 精密検査結果は市町等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合 は、検診機関がその結果を共有することを説明する。
- エ 検診の有効性(胸部エックス線検査及び喫煙者への喀痰細胞診による肺がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明する。
- オ 検診受診の継続(毎年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が 重要であることを説明する。
- カ 肺がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明する。
- キ 禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の普及啓発を行う。

2 システムとしての精度管理

- (1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市町への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内に行う。
- (2) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果(診断、治療方法、手術所見、病理組織検査結果など)について、市町や医師会から求められた項目の積極的な把握に努める。
- (3) 検診に従事する医師の胸部画像読影力向上のために「肺がん検診に関する症例検討会や読 影講習会注3)」を年に1回以上開催する。もしくは、他施設や都道府県単位、あるいは日本肺 癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会注3)を年に1回以上受講させ る。
- (4) 内部精度管理として、検診実施体制や検診結果の把握・集計・分析のための委員会 (自施 設以外の専門家を交えた会)を年に1回以上開催する。もしくは、市町や医師会等が設置した 同様の委員会に年に1回以上参加する。

3 事業評価に関する検討

- (1) チェックリストやプロセス指標などに基づく検討を行う。
- (2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市町や医師会等から求められた項目を全て報告する。

4 がん検診の集計・報告

がん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目を含む内容について市町 に報告する。

注1) 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影:日本肺癌学会編集、肺癌取り扱い規約 改訂第8 版(肺がん検診の手引き2020年改訂版)より

背腹一方向撮影を原則とする。適格な胸部エックス線写真とは、肺尖、肺野外側縁、横隔膜、 肋骨横隔膜角などを含むように正しく位置づけされ、適度な濃度とコントラスト及び良好な 鮮鋭度をもち、中心陰影に重なった気管、主気管支の透亮像並びに心陰影及び横隔膜に重な った肺血管が観察できるもの。

注2) 撮影法:日本肺癌学会編集、肺癌取り扱い規約 改訂第8版(肺がん検診の手引き 2020年

改訂版)より

- (1) 間接撮影の場合は、100mm ミラーカメラと定格出力 150kV 以上の撮影装置を用いて 120 kV 以上の管電圧により撮影する。やむを得ず定格出力 125kV の撮影装置を用いる場合は、110 kV 以上の管電圧による撮影を行い横隔膜の感度を肺野部に対して高めるため、希土類 (グラデーション型) 蛍光板を用いる。定格出力 125kV 以下の撮影装置を用いない。
- (2) 直接撮影(スクリーン・フィルム系)の場合は、被験者-管球間の距離を 1.5m以上とし、 定格出力 150kV以上の撮影装置を用い、120 kV以上の管電圧及び希土類システム(希土類増 感紙+オルソタイプフィルム)による撮影がよい。やむを得ず 100 kV~120 kV の管電圧で撮 影する場合も、被曝軽減のために希土類システム(希土類増感紙+オルソタイプフィルム)を 用いる。
- (3) 直接撮影 (デジタル画像) の場合は、X 線検出器として、輝尽性蛍光体を塗布したイメージングプレート (IP) を用いた CR システム、平面検出器 (FPD) もしくは固体半導体 (CCD、CMOS など) を用いた DR システムのいずれかを使用する。管球検出器間距離 (撮影距離) 150cm 以上、X 線管電圧 120~140kV、撮影 mAs 値 4mAs 程度以下、入射表面線量 0.3mGy 以下、グリッド比8:1以上、の条件下で撮影されることが望ましい。
- (4) 撮影機器、画像処理、読影用モニタの条件については、下記のサイト(日本肺癌学会ホームページ、肺がん検診について)に掲載された最新情報を参照すること https://www.haigan.gr.jp/modules/lcscr/index.php?content_id=1
- 注3) 下記講習会の具体的内容は、日本肺癌学会ホームページ(肺がん検診について)を参照する

https://www.haigan.gr.jp/modules/lcscr/index.php?content_id=1

「肺癌取扱い規約 第8 版 肺がん検診の手引き改訂について」、「肺癌取扱い規約第8 版「肺がん検診の手引き」改訂に関する Q&A |

- ・ 「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」
- ・「他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会」
- 注4) 喀痰の処理法・染色法:

公益社団法人日本臨床細胞診学会、細胞検査士会編集「細胞診標本作製マニュアル」参照 http://www.intercyto.com/lecture/manual/resp_manual.pdf 細胞診判定:

肺癌取扱い規約、日本肺癌学会ホームページ(肺がん検診について)参照

「肺癌検診における喀痰細胞診の判定区分別標準的細胞」

https://www.haigan.gr.jp/modules/lcscr/index.php?content_id=1

削除

(様式1号)

年度 肺がん検診事業計画書

							市町名		
1	実施期間	年	月	日	~	年	月	日	
2	予定人員				Z				
3	周知方法)	
4	周知期間	年	月	日	~	年	月	日	
5	実施場所								
		機関名			 診実施住所		予定人	.員 備考	
6	受診結果缜	集計期間 年	月	日	~	年	月	日	
7	精密検査網	古果調査基	期間						
		年	月	目	\sim	年	月	日	

肺がん検診結果集計表(検診機関別)(全て)

削除

年度分

※地域保健・健康増進事業報告作成要領に基づき記入のこと

市町名 検診機関名

						精検受	診の有	無別人数			偶	発症のす	新船 別 人	、数
					精密	5 検 査 受	診者				検診中	/検診後	精検中	/精検後
年齢 階級別	健診回数 (過去の 受診歴)	受診者数	要精密 検査者数	異常 認めず	肺がた者 (転移がま) を含い)	肺がんの うち臨床 病期0~ I 期	肺がんの 疑いのあ る者また は未確定	あった者	未受診 注3)	未把握 注4)	重篤な偶 発症を確 認	偶発症に よる死亡 あり	重篤な偶 発症を確 認	偶発症に よる死亡 あり
	初回 注1)													
40~44	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
45~49	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
$50\sim54$	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
55~59	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
60~64	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
65~69	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
70~74	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
75 ~ 79	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
80以上														
	合計 注2)													
	初回 注1)													
合計	非初回 注1)													
	合計 注2)													

注1):初回受診者は過去1年間に検診受診歴がない者と定義 非初回受診者は過去1年間に検診受診歴がある者と定義

注2):初回、非初回の区分けができない場合は、合計欄に対象者数を記入

注3):精検未受診者:精密検査を受診していないと判明している者の数

注4):精検未把握者:報告期限までに要精検者で検査結果が判明しなかった者の数、未受診と判明した者は含まない

肺がん検診結果集計表(検診機関別)(胸部エックス線検査)

削	亿	2
וי וד	汋	1

年度分

※地域保健・健康増進事業報告作成要領に基づき記入のこと

市町名 検診機関名

												. ***							
				胸部エック	ス線検査	判定別人数	τ				横査受		無別人勢				光 近 の 1 /検診後		<u></u> /精検後
				1		Г	Г		-		伊宜文	. 砂 相 	肺がん以			1灰砂牛	/ 使砂夜	作(天中)	/ 情収収
年 齢 階級別	健診回数 (過去の 受診歴)	受診者数	A	В	С	D	E	要精密 検査者数	異常認めず	肺がんで者 (転がない) を含い)	肺がんの うち臨床 病期0~ I 期	肺がんの 疑いのあ る者また は未確定	が 外で が のある 者移がむ に に に に に に に に に に に に に	未受診注3)	未把握注4)	重篇な偶 発症を確 認	偶発症 に よる死亡 あり	重篇な偶 発症を確 認	偶発症に よる死亡 あり
	初回 注1)																		
40~44	非初回 注1)																		
	合計 注2)																		
	初回 注1)																		
45~49	非初回 注1)																		
	合計 注2)																		
	初回 注1)																		
	非初回 注1)																		
	合計 注2)																		
	初回 注1)																		
55~59	非初回 注1)																		
	合計 注2)																		
	初回 注1)																		
	非初回 注1)																		
_	合計 注2)																		
	初回 注1)																		
	非初回注1)																		
	合計 注2)																		
	初回 注1) 非初回 注1)																		
	合計 注2)																		
	初回 注1)																		
	非初回 注1)																		
	合計 注2)																		
	初回 注1)																		
	非初回注1)																		
	合計 注2)																		
	初回 注1)																		
	非初回 注1)																		
	合計 注2)																		
			·								•	•			•		•		

37- 1∖	・和同受診者は過去1年間に始診受診歴がない者と定義	北知同巫塾老は温土1年間に始塾巫塾歴がもて老し守道
y∔- I)	・利用受診方に満去し生間に施診受診除がない方と元素	北州川党教友に横去し生間に無数党教修がある方と元素

注2):初回、非初回の区分けができない場合は、合計欄に対象者数を記入

注3) :精検未受診者:精密検査を受診していないと判明している者の数

注4) :精検未把握者:報告期限までに要精検者で検査結果が判明しなかった者の数、未受診と判明した者は含まない

Dの	うち	肺が	んで	あっ	たき	占
	, ,	//JPP ///~	/U \	ひノン	10	ㅁ

削除

肺がん検診結果集計表(検診機関別)(喀痰細胞診)

年度分

※地域保健・健康増進事業報告作成要領に基づき記入のこと

市町名

検診機関名

		喀痰細胞診(喀痰細胞診のみ受診は除く)					199	喀痰細胞診の判定別人数					精検受診の有無別人数									偶発症の有無別人数				
					喀痰容器配	付回収状況	HŞ	\$ 秋 和 凡	砂の刊	正別人 第	剱			*	青密 検 3	査 受 診:	者				検診中	/検診後	精検中	/精検後		
年 齢 階級別	健診回数 (過去の 受診歴)	質問 (問診) 者数	質(間で) で で で で で で の 月 を の 月 を の 月 を か た に 症 っ た の り た の れ に た た た た た た た た た た た た た た た た た た	喀痰細胞診 対象者数	配付数	回収数 (受診者数)	A	В	C	D	E	要 精 密 検査者数	異常認めず	肺がった移性 の転肺含い をいなな	肺がんの うち略変の 細心で発見 された者	肺がんの うち臨床 病期0〜 I 期	肺がんの 疑いのあ る者また は未確定	肺外で がのあ者 移が記 転肺含 (のを	未受診注3)	未把握注4)	重篤な偶 発症を確 認	偶発症 に よる死亡 あり	重篤な偶 発症を確 認	偶発症に よる死亡 あり		
	初回 注1)																									
40~44	非初回 注1)																							1		
	合計 注2)																									
	初回 注1)																									
	非初回 注1)																									
	合計 注2)																									
	初回 注1)																									
	非初回 注1)																									
	合計 注2)																									
	初回 注1)																									
	非初回 注1)																									
	合計 注2)																									
	初回 注1)																									
	非初回 注1)																									
	合計 注2)																									
	初回 注1)																									
	非初回 注1)																									
	合計 注2)																									
	初回 注1)																									
	非初回 注1)																									
	合計 注2)																									
	初回 注1)																									
	非初回 注1)																									
	合計 注2)																									
	初回 注1)																									
	非初回 注1)																									
	合計 注2)																									
	初回 注1)																									
	非初回 注1)																									
	合計 注2)																									

注1): 初回受診者は過去1年間に検診受診歴がない者と定義 非初回受診者は過去1年間に検診受診歴がある者と定義

注2):初回、非初回の区分けができない場合は、合計欄に対象者数を記入

注3):精検未受診者:精密検査を受診していないと判明している者の数

注4) :精検未把握者:報告期限までに要精検者で検査結果が判明しなかった者の数、未受診と判明した者は含まない

肺がん検診結果集計表(総合)(全て)

削 除

年度分

(1) 男·個別検診 (2) 男·集団検診 (3) 女·個別検診 (4) 女·集団検診

※地域保健・健康増進事業報告作成要領に基づき記入のこと

市町名

_	(4) 女 - 未)													
		受診者数				精検受き	偶発症の有無別人数							
	健診回数 (過去の 受診歴)				精密	検査受	診 者				検診中/検診後		精検中/精検後	
年齢 階級別			要精密検査者数	異常 認めず	肺がた移がたを を を がまない かまない かまない	肺がんの うち臨床 病期0~ I 期	肺がんの 疑いのあ るま は未確定	肺外で がある 転肺 かあ をかか を含む を含む を含む のをもかが のをもかが のをもかが のをもかが のをもかが のをもかが のをもかが のをもかが のをもかが のをもかが のをもかが のをもがが のをもがが。	未受診 注3)	未把握 注4)	重篤な偶 発症を確 認	偶発症に よる死亡 あり	重篤な偶 発症を確 認	偶発 症に よる死亡 あり
	初回 注1)													
40~44	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
45~49	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
50~54	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
55~59	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
60~64	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
65~69	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
70~74	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
75~79	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
80以上	非初回 注1)													
	合計 注2)													
	初回 注1)													
合計	非初回 注1)													
	合計 注2)													
λ γ -1\ . 1	III 网络多米科温:	七1年間にお	L#M 202 204 MEZ	さるい いまた 1。	今 * 小女	ilaistakatek	21年十十年間	リアトムラム立たラ	人屋はされ アコ	本 1. 今 *				

注1):初回受診者は過去1年間に検診受診歴がない者と定義 非初回受診者は過去1年間に検診受診歴がある者と定義

注2):初回、非初回の区分けができない場合は、合計欄に対象者数を記入

注3) :精検未受診者:精密検査を受診していないと判明している者の数

注4) :精検未把握者:報告期限までに要精検者で検査結果が判明しなかった者の数、未受診と判明した者は含まない

肺がん検診結果集計表(総合)(胸部エックス線検査)

削

除

年度分

(1) 男・個別検診 (2) 男·集団検診 (3) 女·個別検診 (4) 女·集団検診

※地域保健・健康増進事業報告作成要領に基づき記入のこと

市町名

	健診回数 (過去の 受診歴)		п	胸部エック	,っ始 松木	和中山工	l&-		精検受診の有無別人数								偶発症の有無別人数					
			л	両 印 エック	へ 歴 便 重	刊化別人多	蚁			精密	検査受					検診中	/検診後	精検中/	精検後			
年齢 階級別		受診者数	A	В	С	D	E	要精密 検査者数	異常 認めず	肺がた者 (転移がは のを含い)	肺がんの うち臨床 病期0〜 I 期	肺がんの 疑いのあ る者ま在 は未確定	肺外で がのある を を を を は が が を き を が か を さ を が の あ る を を を を た に を に を に を た う を た も た も と も た も と も と も と も と も と も と も	未受診 注 3)	未把握 注 4)	重篤な偶 発症を確 認	偶発症に よる死亡 あり	重篤な偶 発症を確 認	偶発症に よる死亡 あり			
	初回 注1)																					
40~44																						
	合計 注2)																					
	初回 注1)																					
45~49	非初回 注1)																					
	合計 注2)																					
	初回 注1)																					
50~54	非初回 注1)																					
	合計 注2)																					
	初回 注1)																					
55~59	非初回 注1)																					
	合計 注2)																					
	初回 注1)																					
60~64																						
	合計 注2)																					
	初回 注1)																					
65~69	非初回 注1)																					
	合計 注2)																					
	初回 注1)																					
70~74																						
	合計 注2)																					
	初回 注1)																					
75~79																						
	合計 注2)																					
	初回 注1)																					
80以上																						
	合計 注2)																					
1	初回 注1)																					
合計	非初回 注1)																					
	合計 注2)																		1			

注1): 初回受診者は過去1年間に検診受診歴がない者と定義 非初回受診者は過去1年間に検診受診歴がある者と定義

注2):初回、非初回の区分けができない場合は、合計欄に対象者数を記入

注3) :精検未受診者:精密検査を受診していないと判明している者の数

注4):精検未把握者:報告期限までに要精検者で検査結果が判明しなかった者の数、未受診と判明した者は含まない

Dのうち肺ガンであった者

削 除

肺がん検診結果集計表(総合)(喀痰細胞診)

年度分

(1) 男 - 個別検診 (2) 男 - 集団検診 (3) 女 - 個別検診

(4) 女・集団検診

※地域保健・健康増進事業報告作成要領に基づき記入のこと

市町名

		帽	喀痰細胞診(喀痰細胞診のみ受診は除く)						اماد م	. 	W.		精検受診の有無別人数								偶多	き症 の 4	有無別	無別人数	
					喀痰容器配	付回収状況	14	客痰細胞	形の刊	正別人	剱				精密検	查受診者	Ì				検診中/	/検診後	精検中/	/精検後	
年 齢 階級別	健診回数 (過去の 受診歴)	質問 (問診) 者数	質(間の) を (間の) を (間の) を のりの を のりの を かりの を かりの を のり を のり を できる かい	喀痰細胞診 対象者数	配付数	回収数 (受診者数)	A	В	С	D	E	要精密 検査者数	異常認め ず	肺がんで者 (転移がん の肺がま とい)	肺がんの うち略変の 細胞で発えれた された者	肺がんのう ち臨床病期 0~ I 期	肺がんの 疑いのあ る者また は未確定	肺がん 外の が疾っっ を を を を を を を を を を を を を	未受診 注3)	未把握注4)	重篤な偶 発症を確 認	偶発症に よる死亡 あり	重篤な偶 発症を確 認	偶発症に よる死亡 あり	
	初回 注1)																								
40~44	非初回 注1)																								
	合計 注2)																								
	初回 注1)																								
45~49	非初回 注1)																								
	合計 注2)																								
	初回 注1)																								
	非初回 注1)																								
	合計 注2)																								
	初回 注1)																								
	非初回 注1)																								
	合計 注2)																						<u> </u>		
	初回 注1)																						<u> </u>		
	非初回 注1)																						<u> </u>		
	合計 注2)																						L!		
	初回 注1)																						<u> </u>		
	非初回 注1)																						<u> </u>		
	合計 注2)																						<u> </u>		
	初回 注1)																								
	非初回 注1)																						\vdash		
	合計 注2)																						\vdash		
	初回 注1)																						<u> </u>		
	非初回 注1)																						\vdash		
	合計 注2)																								
	初回 注1)																								
	非初回 注1)																						└	\vdash	
	合計 注2)																							——	
	初回 注1)																							——	
	非初回 注1)																							——	
	合計 注2)																						'		

注1): 初回受診者は過去1年間に検診受診歴がない者と定義 非初回受診者は過去1年間に検診受診歴がある者と定義

注2):初回、非初回の区分けができない場合は、合計欄に対象者数を記入

注3) :精検未受診者:精密検査を受診していないと判明している者の数

注4):精検未把握者:報告期限までに要精検者で検査結果が判明しなかった者の数、未受診と判明した者は含まない